

駐輪場利用約款（自転車専用）

株式会社ビオスタイル（以下、「当社」という。）が管理する自転車駐輪場（以下、「当駐輪場」という。）を利用の際は、以下の規定に従っていただきます。

当駐輪場の利用者（以下、「利用者」という。）は必ず規定の内容を確認してください。ただし、当駐輪場に他の規定が掲出されている場合は、その規定を遵守してください。

1 短期間駐輪のための「場所」の提供

当駐輪場は短期間駐輪のための「場所」を有償（当駐輪場掲示の料金）にて提供することを目的としたものであり、当社において自転車を保管・管理するものではありません。また、当駐輪場内は自転車の駐輪以外の用途には使用できません。

2 免責

当社は、以下の各号のいずれについても当社の責に帰すべき事由による場合を除き責任を負いません。

- (1)当駐輪場内における自転車またはその積載物の盗難・紛失
- (2)他の利用者その他の第三者の行為または当駐輪場内に存在する自転車、附属物もしくは積載物に起因して発生した損害
- (3)「3.駐輪車両の制限」の違反または「5.利用上の注意」を怠ったことに起因して発生した自転車、その附属物またはその積載物の破損その他の損害
- (4)利用者の判断により無理に入出庫したことに起因する自転車、その附属物またはその積載物の破損
- (5)出庫に際しての待ち時間に関連し、または付随する損害
- (6)工事・催事等で交通規制があり、車両の入出庫が制限されることにより発生した損害
- (7)天災地変、自然災害（地震・落雷・台風・洪水・降雪）、戦乱、暴動、火災その他の不可抗力、不正駐輪による出庫妨害、その他の第三者の行為、電力事情の変動等に起因して発生した損害

3 駐輪車両の制限

自転車専用駐輪場であり、バイク等の利用はできません。

なお、車両のサイズ等に係る規定の適用に際しては、附属物および積載物等を含めて判断するものとします。

(1)駐輪可能サイズ

	車両全長	車両全幅	車両総重量	タイヤ幅・厚さ
自転車	1,900mm 以下	600mm 以下	25kg 以下	55mm 以下

(2)(1)に該当する車両でも、以下に該当する車両は駐輪等を行うことができません。

- a) 立ち乗り用ステップ付自転車
- b) 三輪車・足踏み自転車・キックボード
- c) 自動二輪車・原動機付自転車
- d) 防犯登録のステッカーが掲示されていない自転車

4 駐輪場営業時間

本駐輪場の営業時間は、現地の掲示（看板等）に定める通りとします。

運営上の都合により、前各項の内容を予告なく、または事前に告知した上で変更することがあります。利用者は、利用の都度、現地の掲示を確認するものとします。

5.利用上の注意

- (1)駐輪場内の看板等に記載された利用方法および注意事項等をご確認のうえご利用ください。
- (2)カラーコーンまたはテープ類にて封鎖している自転車駐輪用ラックスペースには駐輪をしないでください。
- (3)駐輪場機器・資材・施設等を破損させた場合は速やかに、当駐輪場内インターホンにてご連絡ください。

6 駐輪等料金

- (1) 本駐輪場の営業時間は、現地の掲示（看板等）に定める通りとします。なお、駐輪等時間は、入庫時刻から出庫した時刻までとします。ただし、再入場した場合は、継続使用とみなします。
- (2) 駐輪等料金は後払いです。出庫の際にお支払いください。
- (3) 駐輪等料金は当駐輪場内の精算機で定められた方法にてお支払いください。なお、1万円などの高額紙幣でのお支払いや、駐輪場機器トラブルにより希望する精算方法でのお支払いができない場合がありますので、あらかじめ千円札もしくは硬貨をご用意ください。
- (4) 駐輪時間は当駐輪場内への入場時に駐輪券を発券した時刻から精算した時刻までとします。（駐輪時間は駐輪場機器内の時計に基づき算定されます。）出口精算機に駐輪券を挿入し、表示された駐輪金額をお支払いください。

7 領収書の不発行等について

- (1)駐輪場機器の故障による領収書の不発行については、当社ホームページから発行申請をお願いします。後日、WEB 発行（メール）または郵送にて発行をいたします。
- (2)駐輪場機器の故障等により返金が必要となった場合は、当駐輪場内のインターホンよりご連絡ください。

8 当駐輪場内の禁止行為等

当駐輪場内およびその付近において、以下の各号の一に該当する行為を禁止します。

- (1)飲酒運転（薬物使用等を含む）
- (2)大きな声での会話
- (3)火気使用・喫煙
- (4)ゴミ（吸殻・空き缶・弁当あき箱・雑誌）の放置および不法投棄、立小便等不衛生な行為
- (5)物品販売等の商行為
- (6)立ち入り禁止エリアへの進入
- (7)発券機または精算機以外の駐輪場等機器・資材・施設等に許可なく手を触れたり破損させたりする行為
- (8)駐輪場内での走行

9 不正駐輪等

- (1)利用者が、以下の各号の一を行った場合は、不正駐輪等とします。
 - ①「3.駐輪車両の制限」に違反した車両の駐輪等
 - ②駐輪用ラック、駐輪スペース以外の敷地内の空きスペースおよび通路への駐輪等
 - ③その他、当社が不正な駐輪等と認めた場合
- (2)(1)②③の行為を発見した場合は、当社にて自転車等の移動をいたします。
- (3)(1)に該当した場合は、警察へ通報させていただく場合があります。また、利用者または所有者に対して直接通知または自転車等へ掲示する方法により通知したうえで、正規駐輪料金の他に実損額に応じた損害賠償金を請求させていただきます。
- (4)(3)の場合、当社は他の利用者の利用の妨げになる場合や安全上問題があると判断した場合は、当駐輪場または自転車等へ掲示する方法により予告したうえで、施設管理権に基づき、車両を他の場所に移動させていただく場合があります。

10 放置車両の取り扱い

- (1)利用者が、当社へ事前連絡することなく 3 日間を超えて自転車等を駐輪した場合、当社

は当該自転車等を放置車両とし、これらの利用者に対して、当駐輪場内または放置車両へ掲示する方法により、当社が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができるものとします。(以下、「車両引取り請求」という。)ただし、当駐輪場の閉鎖等やむを得ない事情の場合については、当駐輪場内にその旨の掲示物を掲げることにより、3日間以内の駐輪等であっても車両引取り請求ができるものといたします。

(2)当社が車両引取り請求を行った場合において、利用者が車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないとき、または当社の過失なくして利用者を確認することができないときは、当社は自転車等登録された所有者および使用者(以下、「所有者等」という。)に対して通知し、または当駐輪場内に掲示する方法により、当社が指定する日までに車両を引取することを請求することができるものとします。この場合、利用者は、当該自転車等の所有者等への引渡時に、自転車等の引渡に伴う一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して車両の引渡請求、またはその他事情のいかなを問わず何らの異議を申し立てないものとします。

(3)車両引取り請求を書面により行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに車両引取りがなされない場合は、当社は車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。

(4)当社は、車両引取り請求により指定した日を経過した後に、自転車等に対して生じた損害について、当社の責に帰すべき事由による場合を除き責任を負いません。

(5)当社は、車両引取り請求を行った場合、利用者または所有者等を確認するために必要な限度において、自転車等を調査することができるものとします。

(6)当社は、車両引取り請求を行った場合、または管理上支障がある場合は、当駐輪場または放置自転車等へ掲示して予告したうえで、自転車等を他の場所に移動することができるものとします。

11 利用者の賠償責任

利用者が本約款もしくは当駐輪場内に掲示された規定に違反した場合、または故意もしくは過失により駐輪場機器・資材・施設等を破損させた場合は、それにより当社が被った損害(駐輪場の全部または一部を休業しなければならない場合の営業逸失収益を含む)を賠償していただきます。

12 画像・映像情報の取り扱い

当社は、カメラ等で当駐輪場内および当駐輪場周辺を撮影した画像・映像情報について、駐輪場の運営管理、不正駐輪等の取り締まり、警察等による防犯・捜査等の目的の範囲内で利用いたします。また、撮影した画像・映像情報は、上記利用目的に基づいて当社が必要と判断した場合および法令に基づき開示・提供する義務がある場合を除き、利用者およびその他の第三者に開示・提供をすることはありません。

13 本約款の変更

当社は、民法第 548 条の 4 の規定に従い本約款を変更する場合、利用者の事前の承認なしに、その変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で、利用者にあらかじめ告知することにより変更することがあります。この場合の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発生日または適切な告知方法において明示した効力発生日より生ずるものとします。

附則

1 本規約は、2026 年 4 月 1 日から施行します。

2026 年 4 月 1 日制定
株式会社ビオスタイル